

○財務省告示第二百七十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年八月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用表を含む項にあつては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十八年九月三十日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年八月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
----------------------	---------

一五	二五 四トシ
一四の二	二九〇、一六八トシ
一四	五一四、三七五トシ
一三	一一、四一一、二四三トシ
一二	二八、六七四トシ
一一	六、六七五トシ
一〇	三、二一六トシ
九	一六、九五一トシ
八	三・二トシ
七	五トシ
六	一八トシ
五	三九五トシ
四	一一、六一九トシ
三	一二トシ
二	〇トシ
一	〇トシ

二九	一五二トン
二八	一トン
二七	七、〇二二トン
二六	一、八二六トン
二五	〇トン
二四	四四トン
二三	二、三一三トン
二二	一三五トン
二一	一二、三八二トン
二〇	四五八トン
一九	六〇一トン
一八	六、七五二トン
一七	五一、四〇六トン
一六	二、五七八トン

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年八月三十一日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数

量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一三	二、四一一、二四三トン
一四	一七八、六九五トン